広島地方裁判所

令和２年４月１日施行の民事執行法改正により、入札制度が変わりました。

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2，※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。）

※１　陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
※２　入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※３　記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
①　住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
②　自己資金で入札する場合は、陳述書１枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

令和　８年（ケ）第　　８２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　９日
広島地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　吉　田　智　美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　４日　午前１０時００分 広島地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２４日　午後　３時００分 広島地方裁判所民事第４部
特別売却実施期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　８日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 （注）現金，小切手は保証として認めない（特別売却を除く）。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　９日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,645,000 1,316,000	一括	330,000	25,691	5,505
1	66,000				
2	1,411,000				
3	168,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　８２号

物　件　目　録

１　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番６８

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２２平方メートル

　　持分２分の１

２　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番６９

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２３７平方メートル

３　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番７０

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２９１平方メートル

令和　８年（ケ）第　　８２号

物　件　明　細　書

令和　８年　９月１７日
広島地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　吉　田　智　美

1　不動産の表示
【物件番号１～３】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１～３】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１～３】
本件所有者及び株式会社大鶴が占有している。同社の占有権原の存在は認められない。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　８２号

物　件　目　録

１　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番６８

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２２平方メートル

　　持分２分の１

２　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番６９

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２３７平方メートル

３　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番７０

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２９１平方メートル

令和 8 年(ケ)第 82 号
令和 8 年 6月18日受理
令和 8 年 7月22日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　８２号

物　件　目　録

１　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番６８

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２２平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１

２　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番６９

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２３７平方メートル

　　所有者　Ａ

３　所　　在　　広島市安佐南区安東四丁目

　　地　　番　　１１７０番７０

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２９１平方メートル

　　所有者　Ａ

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島市安佐南区安東四丁目２８番６２号　付近
土地	物件１～３
現況地目	□宅地　（物件　　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） ■雑種地（物件１～３）　□山林　（物件　　）　□ □
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり ■土地位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者　■その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している □上記の者が更地の状態で占有している。 ■上記の者が資材置場として使用し、占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	本土地は水路を介して東側が広島市道（安佐南２区８３４号線）に接面している。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈単独〉）

占有者及び占有権原（物件１～３関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■株式会社大鶴
占有状況	□敷地 □駐車場 ■資材置場 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫

□関係人（□ （占有者） □ （ ））の陳述／□提示文書（ ）の要旨

占有権原		□賃借権 □使用借権 ■不明
占有開始時期		年 月 日
最初の契約等	契約日	年 月 日
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□所有者 □その他の者（ ）
	借主	□占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎 金 円（毎 限り 分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		□ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		

執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■近隣地居住者	1　本件土地では半年ほど前に警察による捜索差押が実施され、拳銃と実弾が押収されたと聞いています。この件は新聞等で報道されました。 2　本件土地にある建屋は暴力団関係者の事務所であると聞いたことがあります。 3　本件土地には今年の４月頃まで女性が出入りしていましたが、最近は見かけません。

（執行官の意見用）

執行官の意見

1　本件土地の状況は別紙土地位置関係図及び添付写真のとおりである。本件土地内の状況から、所有者及び株式会社大鶴が資材置場として使用し、占有しているものと認めた。なお、法務局に対し同社の商業登記簿を請求したところ「該当なし」であったため、同社は「株式会社」を名乗ってはいるが法人ではない可能性もある。
2　同社及び所有者に対し占有関係等に関する照会書を送付したが、何らの回答もなかった。
3　本件土地には指定暴力団の代紋をかたどった木片（写真１２）や「六代目」と記載された印刷物（写真１３）が残置されていた。
4　別紙の写真に示した境界線は正確な位置を示すものではなく，現地調査の結果から推測される境界を示したものにすぎない。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月18日（木） 16：30－17：00	物件所在地	現地確認、写真撮影
令和8年6月19日（金） 12：50－13：10	広島法務局	公図、地積測量図、登記事項要約書等交付申請
令和8年6月29日（月） 17：00－	当庁	占有者に占有関係等に関する照会書送付
令和8年7月9日（木） 12：50－13：20	物件所在地	近隣地居住者と面談 現地確認、写真撮影（評価人同行）
令和8年7月13日（月） 15：00－	当庁	所有者に占有関係等に関する照会書送付

（特記事項）

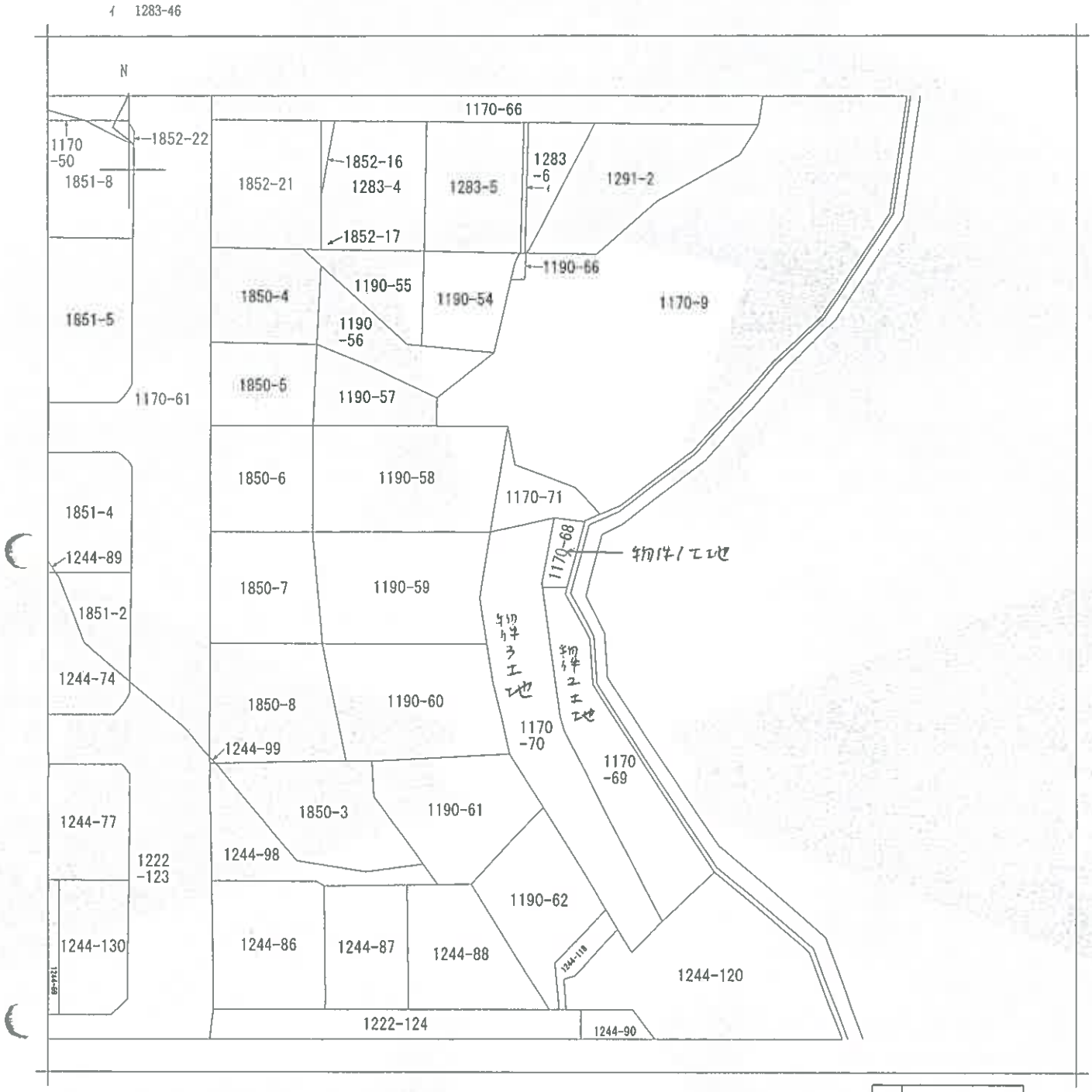
■ 令和８年７月９日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人　　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

■ 令和８年７月９日
目的物件は不在かつ無施錠であったので、立会人を立ち会わせて目的物件内に立ち入った。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	広島市安佐南区安東四丁目				地番	1170番68		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和50年2月20日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月19日
広島法務局

請求番号：23-3
(1/1)

登記官

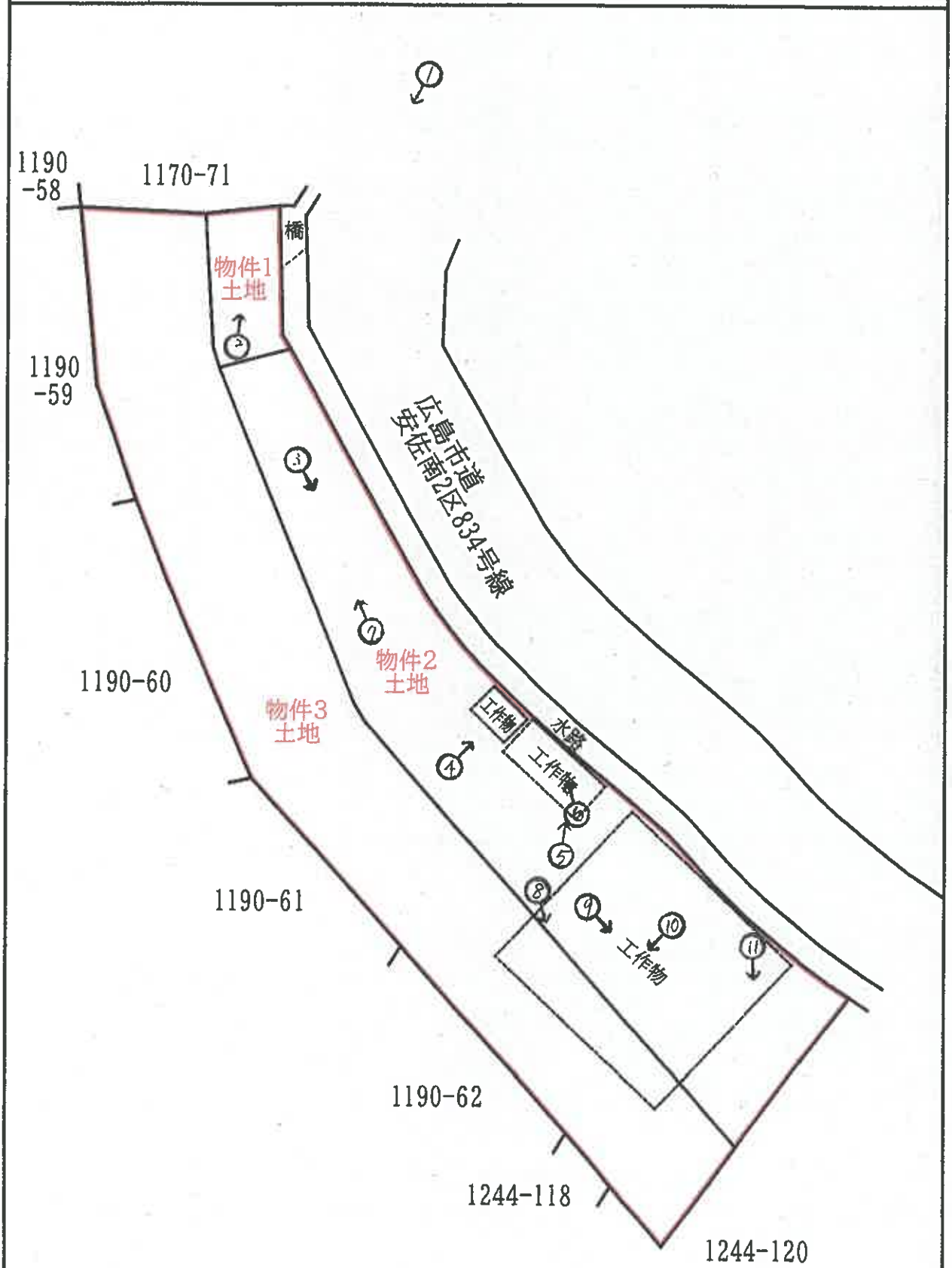
縮小（A３→A４）

公用

（６ 枚目）

土地位置関係図

事件番号	令和８年（ケ）第８２号



本図面は、法務局備付図面・航空写真・現地調査結果を元におおよその位置関係を記載したものである。

S≒1／250

写真１



写真２



写真３



写真４　工作物



写真５　工作物



写真６



写真７



写真８



写真９　工作物



写真１０



写真１１



写真１２



写真１３



令和８年（ケ）第82号
令和８年７月９日現地調査
令和８年８月５日評　価

広島地方裁判所　御中

評　価　書

評価人　　不動産鑑定士

西野　誠　　印

第1　評価額

一　括　価　格	
金　1,645,000円	
内　訳　価　格	
物件1(土地)	金　66,000円
物件2(土地)	金　1,411,000円
物件3(土地)	金　168,000円

1　一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。

2　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積 共有持分	広島市安佐南区安東四丁目 1170番68 雑種地 22㎡ 2分の1	同左
2	所在 地番 地目 地積	広島市安佐南区安東四丁目 1170番69 雑種地 237㎡	同左
3	所在 地番 地目 地積	広島市安佐南区安東四丁目 1170番70 雑種地 291㎡	同左
番号	特記事項		
	・ 対象土地には占有権原不明の占有者が存在し、反社会的勢力による利用の可能性もある(「現況調査報告書」参照)。		

第4　目的物件の位置・環境等

1　土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位置・交通	アストラムライン「安東」駅の北東方・直線距離約800m （別添「位置図」参照）	
付近の状況	付近は、大規模住宅団地に隣接した傾斜地に位置する住宅地域。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% なし 宅地造成等工事規制区域・景観計画一般区域 土砂災害特別警戒区域
画地条件	規模　物件1　22 ㎡ 物件2　237 ㎡ 物件3　291 ㎡ 合計　550 ㎡	間口　約 44 m 奥行最大　約 13 m 形状　不整形 接面状況　中間画地 その他　法面有
接面道路の状況	東側 約5m 舗装市道 高低差 画地が約0～4m高い ※ 東側市道は、広島市安佐南区役所建築課にて、建築基準法上の道路（法42条1項1号「道路法道路」）である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 ※ 東側市道と対象土地の間には水路が介在している。	
土地の利用状況等	現状は資材置場（工作物あり）として利用されているが、物件3は大半が法面となっている。 隣地は法面、山林等。 目的外建物　なし。	
供給処理施設	上水道　接面道路の本管敷設　なし　（特記事項参照） 本物件内への引込　なし ※ ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス　接面道路の本管敷設　なし 本物件内への引込　なし ※ ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　なし ※ ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	

特記事項	・自然災害について 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域区域図によると、対象土地はその全部が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。「広島県防災Web」の確認を要する。 ・建築行為にについて 対象土地と前面道路との間には、幅員1mを超える水路が介在している。また、対象土地は、土砂災害特別警戒区域内の崖下に位置している。これらの要因により、建築行為を行う場合には建築基準法に基づく許可の取得や建築物の構造規制への対応等が必要となる可能性があり、予定する建築物を建築できない場合もある。建築目的の買受希望者は、具体的な建築計画を策定した上で、安佐南区建築課へ事前確認を行う必要がある。 ・上水道について 上水道の本管が前面道路に存在しないため、自己負担で近隣の本管から私設給水管を敷設し、宅内に引き込む必要がある。

第5　評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	占有減価修正 エ	市場性修正 オ	競売市場修正 カ	持分 キ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ×キ
1	49,900	0.31	22	1.00	0.55	0.70	1/2	66,000
2	49,900	0.31	237	1.00	0.55	0.70	1	1,411,000
3	49,900	0.03	291	1.00	0.55	0.70	1	168,000
一括価格(合計)								1,645,000

ア　標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員5m舗装市道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査価格(安佐南(県)－5)

公示価格等（円／㎡）a	時点修正 b	標準化補正 c	地域格差 d	規準価格(円／㎡) a×b×c×d
65,900	$\frac{103}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{136}$	49,900

◇ 時 点 修 正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇ 標 準 化 補 正：　必要なし。
◇ 地 域 格 差：　街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ　個別格差:

(物件1～2)

不整形	0.90
土砂災害特別警戒区域	0.50
高低差	0.90
水路介在	0.95
地積過大	0.80
相乗積	0.31

(物件3)

法面	0.03
相乗積	0.03

※個別格差で補正を行っていない要因については、地域格差で考慮している。

ウ 地　積:　登記数量による。

エ 占有減価修正:　必要なし(占有権原不明の占有者の存在は「オ　市場性修正」で考慮)。

オ 市場性修正:　占有権原不明の占有者の存在、反社会的勢力による利用の可能性、対象土地上に存在する工作物や資材等の撤去費用を考慮すると、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

カ 競売市場修正:　第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考量した。

キ 持　分:　共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

第6 参考価格資料

1 地価調査価格(安佐南(県)－5)

所　　在 ： 広島市安佐南区安東6丁目1420番17、「安東6－6－13」
価　　格 ： 65,900円／㎡
位　　置 ： 新交通システム「安東」駅 北方 道路距離約450mに位置する。
価 格 時 点 ： 令和7年7月1日
地　　積 ： 185㎡
供給処理施設 ： 水道・下水
接 面 街 路 ： 西側4m市道
用途指定等 ： 第1種低層住居専用地域 (建蔽率 50%、容積率100%)
地域の概要 ： 一般住宅の中に農地等も見られる谷合いの住宅地域

2 固定資産税評価額(令和8年度)

物件1	232,474	円(1㎡当たり	10,567	円、	課税地積	22.00㎡	)
物件2	2,504,379	円(1㎡当たり	10,567	円、	課税床面積	237.00㎡	)
物件3	9,021	円(1㎡当たり	31	円、	課税床面積	291.00㎡	)

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

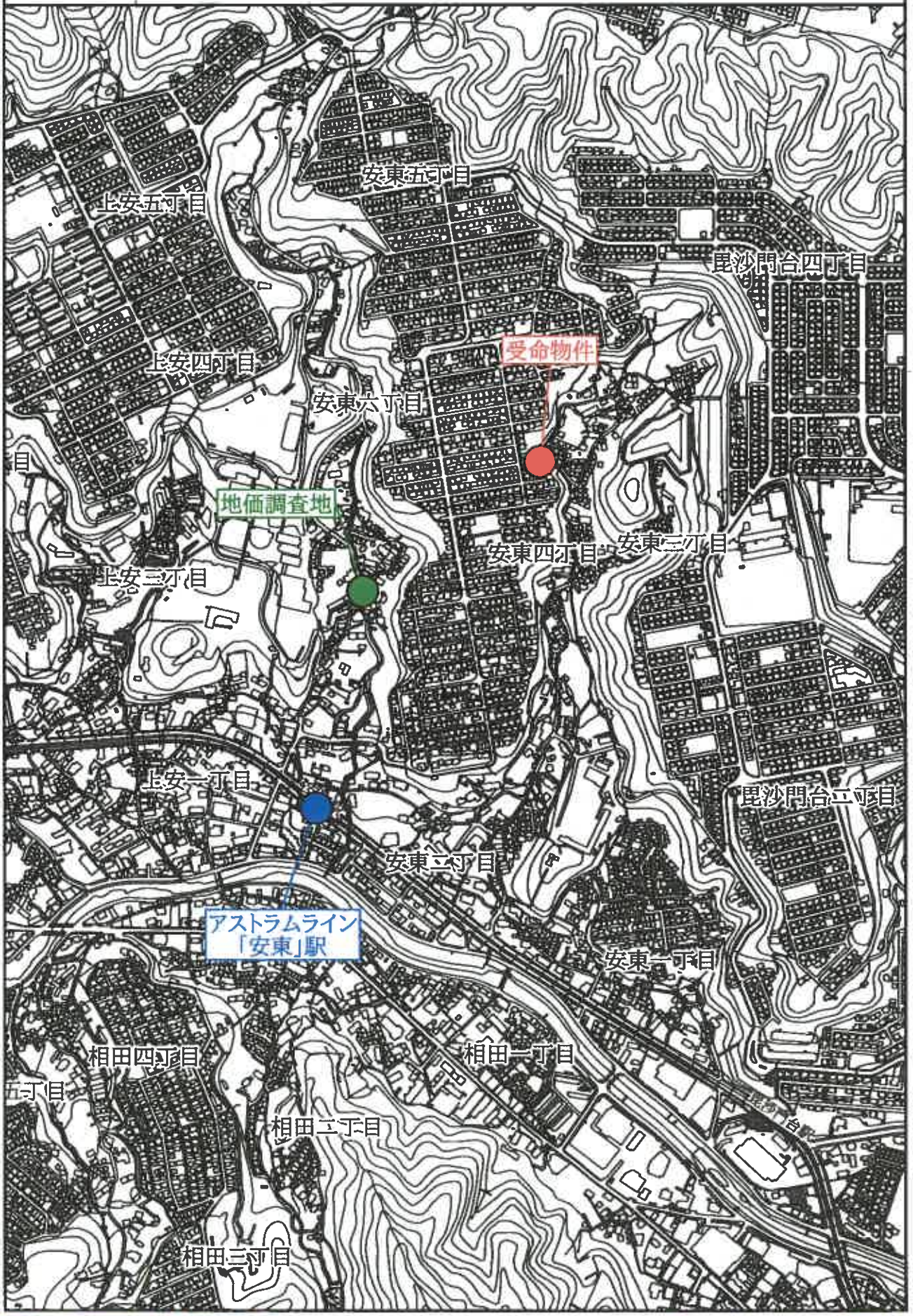
第7 附属資料

○ 受命物件の位置図(国土地理院「基盤地図」縮尺1／10000)
○ 公図写し(法務局備付)
○ 地積測量図写し(法務局備付)

以上

位置図

事件番号	令和８年（ケ）第８２号

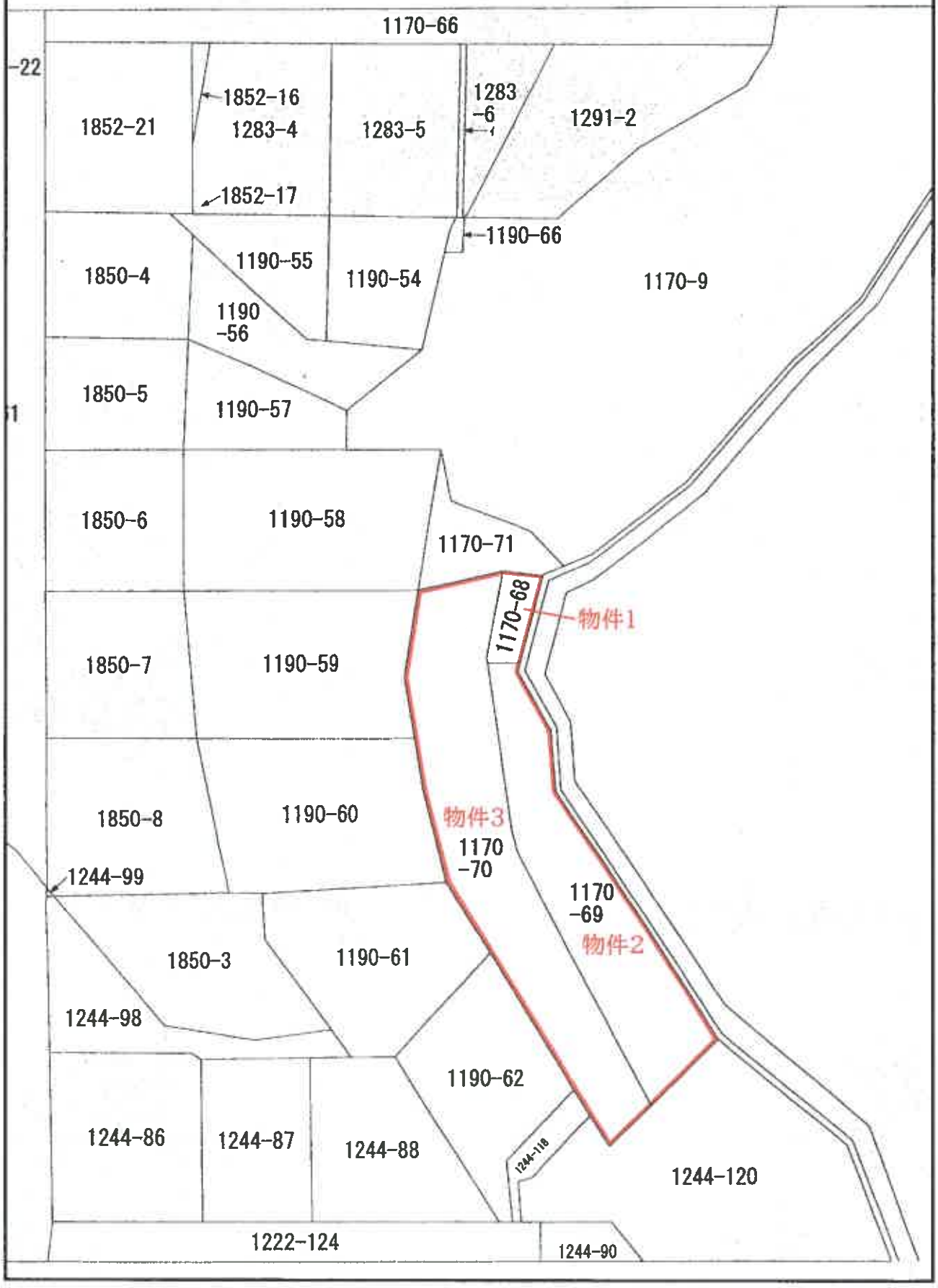


国土地理院「基盤地図」

S＝１／１００００

公図写

事件番号	令和８年（ケ）第８２号



S＝1／５００

0870148　H1.3.1　③1170-9　①③1170-9,-68,-69 1/2

土地所在図
地積測量図

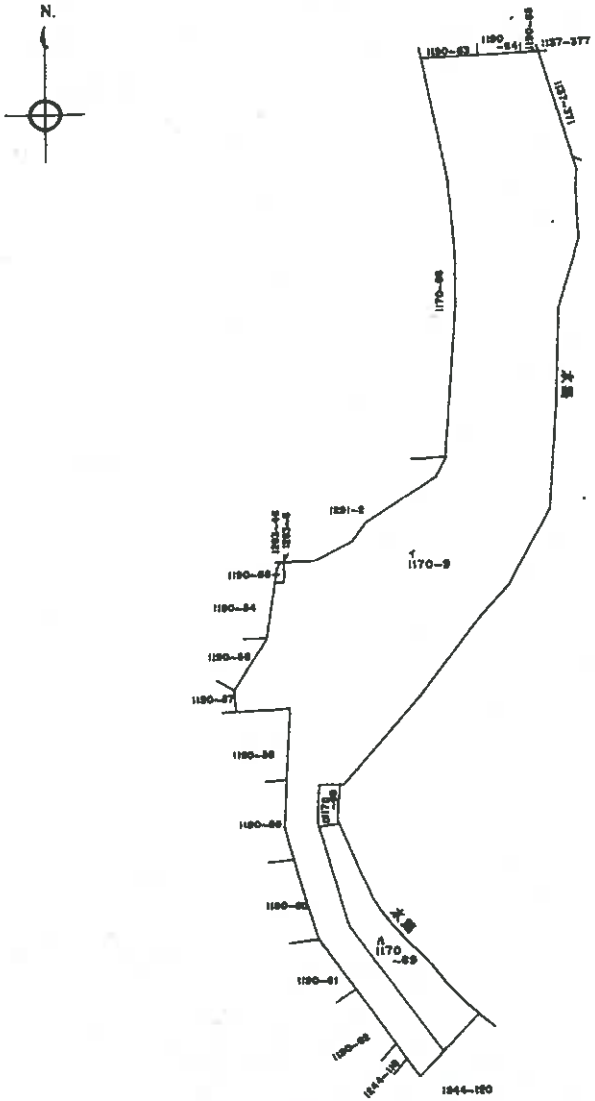
地番	1170~68 ~69
土地の所在	広島市安佐南区安東四丁目

三斜求積表

地番	イ 1170-9		
		公簿	1546.03
		実計	259.4761205
		残地	1286.5538795

地番	ロ 1170-68		
符号	底辺	高さ	積
1	6.573	3.036	19.955628
2	6.573	2.953	19.412934
3	3.237	0.970	3.139890
4	3.348	0.704	2.356982
		合計	44.865444
		二倍	22.4477220
		面積	22.44

地番	ハ 1170-69		
符号	底辺	高さ	積
1	5.565	2.195	12.259975
2	7.228	0.847	6.123116
3	8.657	0.571	4.943147
4	16.330	4.166	68.030780
5	9.463	0.997	9.433861
6	8.398	2.599	21.826551
7	5.253	0.860	4.518050
8	5.619	1.029	5.781951
9	6.847	0.851	4.865097
10	5.557	0.985	5.571145
11	5.902	0.847	4.914294
12	6.151	1.011	6.218541
13	6.952	1.104	7.676048
14	7.944	0.942	7.483848
15	8.921	0.768	6.851328
16	10.184	0.734	7.476056
17	11.535	0.648	7.474680
18	12.518	0.432	5.407776
19	14.474	0.779	11.276246
20	25.495	6.995	178.334870
21	14.582	0.341	4.972462
22	14.007	1.270	17.788890
23	11.949	0.851	9.979599
24	11.006	0.706	7.770836
25	10.940	0.575	6.290550
26	9.931	2.125	21.103675
27	8.895	1.394	12.274170
28	8.509	1.045	8.874887
		合計	474.0667797
		二倍	237.0333955
		面積	237.02



地積測量図写
B4をA4に縮小

境界標種号　㊇…石杭　㊀…金属鋲　㊁…鋲み(　　)

作製者	土地家屋調査士

令和元年 2月 21日(作成)

申請	

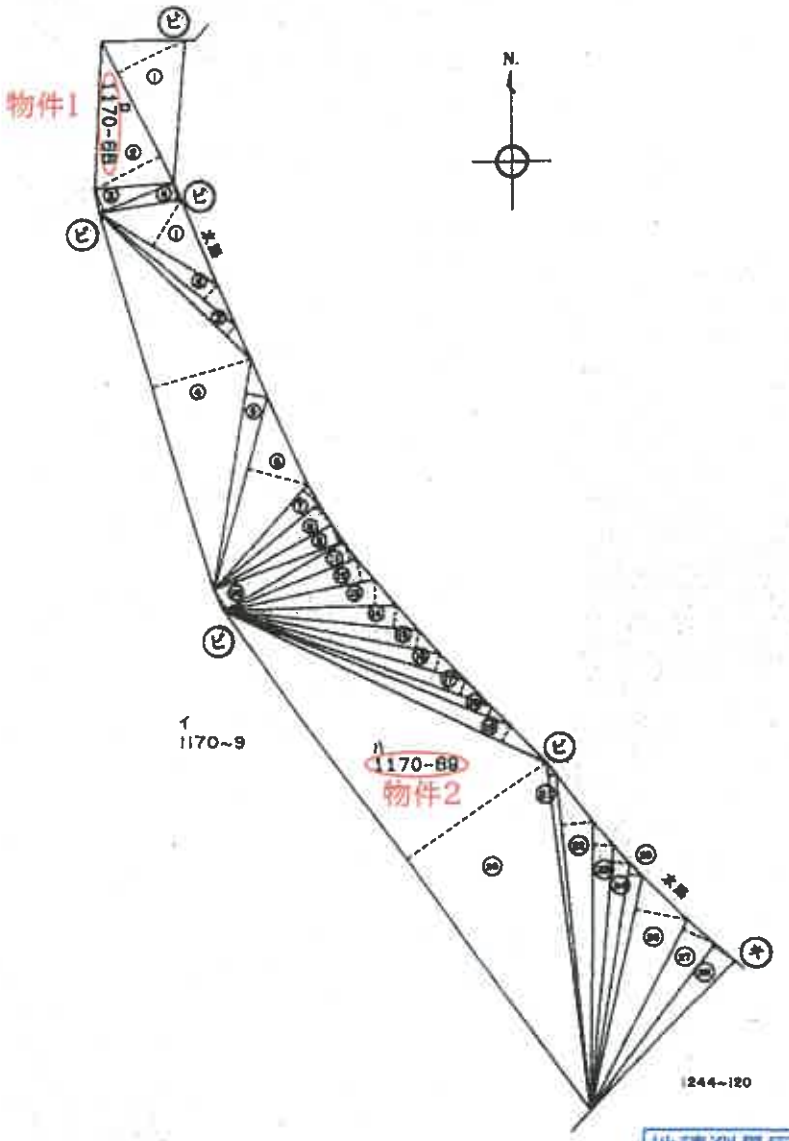
縮尺	1/1000

0870149

2/2

~~土地所在図~~ 地積測量図

地番	1170~68 ~69
土地の所在	広島市安佐南区安東四丁目



求積計算表別紙添付す

地積測量図写
B4をA4に縮小

作製者	土地家屋調査士	令和元年2月21日作製	申請人	縮尺	1/250

0870153 H15.12.17

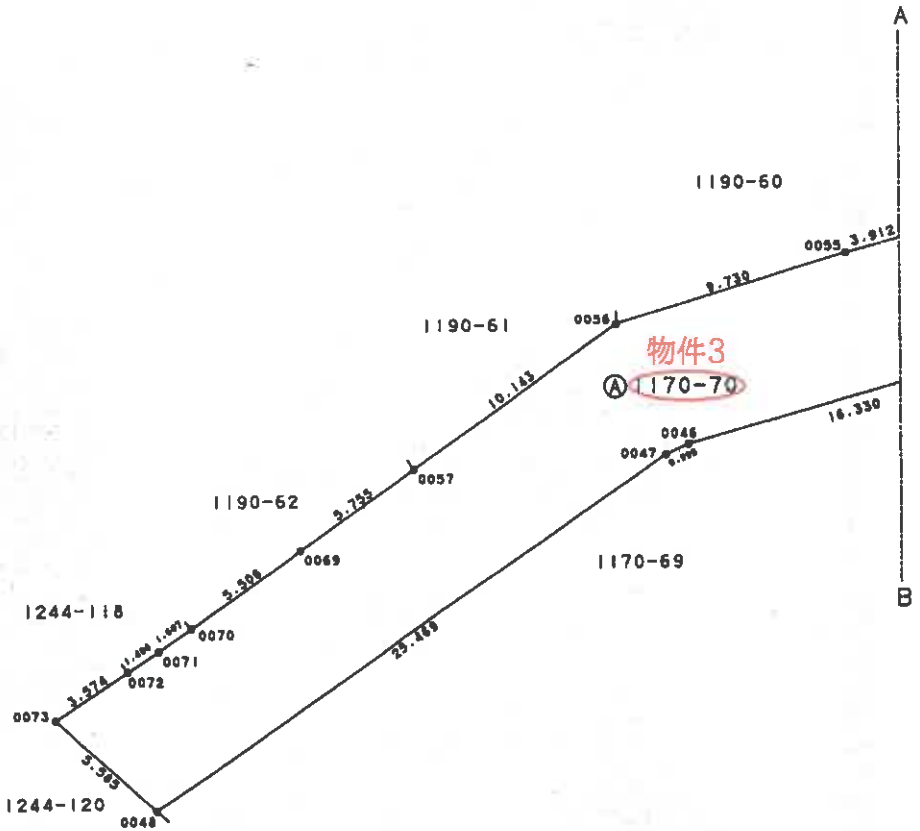
③1170-70
①②1170-70,-71 1/2

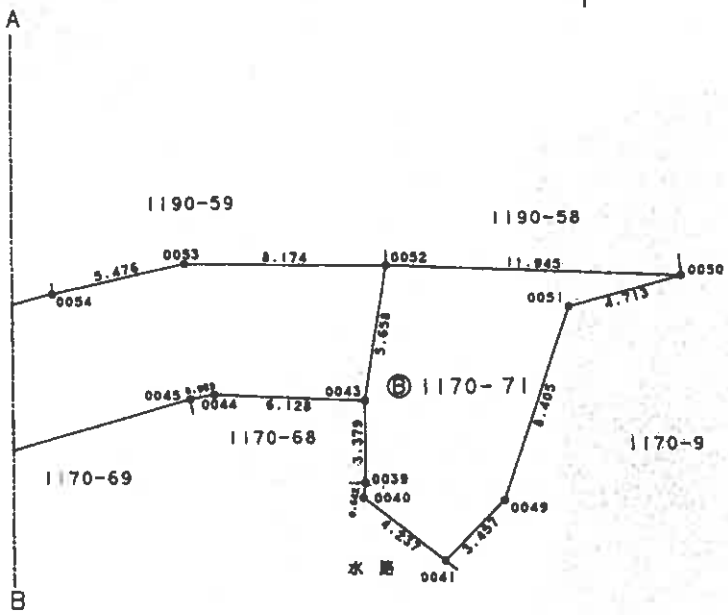
土地所在図 地積測量図

平成15.12.

地番	1170-70, 1170-71
土地の所在	広島市安佐南区安東四丁目

1/2





地積測量図写
B4をA4に縮小

境界標種類 Ⓐ…石杭 Ⓑ…プラスチック杭 Ⓒ…コンクリート杭 Ⓓ…金属標 Ⓔ…金属鋲 Ⓕ…鋲み()

作製者	土地家屋調査	5年12月17日作製)	申請人	縮尺	1/250

0870154

3/2

土地所在図 地積測量図

平成15.12.1

地番	1170-70, 1170-71
土地の所在	広島市安佐南区安東四丁目

2/2

座標求積表

地番	⑧ 1170-70				
筆界点	境界標	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1) Yn	距離
0052	鋲及プラスチック杭	-23.891	79.493	-579.344984	8.174
0053	鋲及金属鋲	-32.064	79.349	-1072.560433	5.476
0054	鋲及プラスチック杭	-37.408	80.542	-734.704124	3.912
0055	鋲及プラスチック杭	-41.186	81.559	-1065.323658	9.730
0056	鋲及プラスチック杭	-50.470	84.470	-1479.069700	10.143
0057	鋲及プラスチック杭	-58.696	90.404	-1168.200488	5.755
0069		-63.392	93.731	-861.294159	5.506
0070	鋲及プラスチック杭	-67.885	96.914	-562.488856	1.607
0071		-69.196	97.844	-250.187108	1.496
0072	鋲及金属鋲	-70.442	98.672	-414.225056	3.574
0073	鋲及プラスチック杭	-73.394	100.686	114.077238	5.585
0048		-69.309	104.495	2604.119895	25.469
0047	鋲及金属鋲	-48.473	89.848	1952.756432	0.995
0046	鋲及金属鋲	-47.575	89.419	1484.713076	6.330
0045	鋲及金属鋲	-31.869	84.949	1416.864371	0.989
0044	鋲及金属鋲	-30.696	84.771	601.260703	6.126
0043	鋲及金属鋲	-24.776	85.081	595.992405	5.658
			倍面積	582.405554	
			面積	291.2027770	
			地積	291.20 ㎡	

地番	⑨ 1170-71				
筆界点	境界標	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1) Yn	距離
0052	鋲及プラスチック杭	-23.891	79.493	-1018.941274	5.658
0043	鋲及金属鋲	-24.776	85.081	-75.637009	3.379
0039	鋲及金属鋲	-24.780	88.460	-7.784480	0.642
0040	鋲及金属鋲	-24.864	89.096	288.403752	4.237
0041	鋲及金属鋲	-21.543	91.727	525.870891	3.457
0049		-19.131	89.251	449.646538	8.405
0051	鋲及金属鋲	-16.505	81.267	582.928191	4.713
0050	鋲及プラスチック杭	-11.958	80.028	-591.086808	11.945
			倍面積	153.399801	
			面積	76.6999005	
			地積	76.69 ㎡	

地積測量図写
B4をA4に縮小

筆界標種類 ㊊…石杭 ㋖…プラスチック杭 ㋗…コンクリート杭 ㋘…金属鋲 ㋙…金属鉢 ㊉…鋲み()

作製者	土地家屋調査士 [redacted]	年12月17日作製)	申請人	[redacted]	縮尺	1/